

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月二十五日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第四十四号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部改正)

第一条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則(昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一調整数の欄中「二」を「一・五」に改める。

別表第二イ教育職給料表イの表三級の項中「一万千八百円」を「一万千七百円」に改める。

別表第二ロ教育職給料表ロの表一級の項中「九千円」を「八千九百円」に改め、同表二級の項中「一万千円」を「一万千円」に改める。

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年広島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項第一号中「調整基本額」の下に「(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成二十一年広島県条例第五十四号。以下この号において「平成二十一年改正条例」という。))の施行の日(以下この項において「基準日」という。))において条例第三条第一項各号に規定する給料表の適用を受ける職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成二十一年改正条例附則第三項の規定による改正後の改正条例附則第七条第一項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。))である者にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・八二を乗じて得た額(以下「調整基本額」の下に「(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・八二を乗じて得た額)」を加え、同項第三号中「場合)」を「場合。以下この号において同じ。))」に改め、「調整基本額」の下に「(基準日において減額改定対象職員である者(施行日の前日に次に掲げる場合に該当することとなつたとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなる者を含む。))にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・八二を乗じて得た

額)」を加え、同項第四号中「に同日にその者に適用されることとなる調整基本額」を「の額」に改める。

(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則等の一部を改正する規則(平成二十年広島県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号中「管理職手当の額」の下に「(市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成二十一年広島県条例第五十四号。以下「平成二十一年改正条例」という。))の施行の日(以下「基準日」という。))において市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第三項各号に規定する給料表の適用を受ける職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ平成二十一年改正条例附則第三項の規定による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第六十五号)附則第七条第一項の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。))である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八二を乗じて得た額)」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「管理職手当の額」の下に「(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八二を乗じて得た額)」を加え、同項第五号中「した場合に」を「して」に、「準じてその者が受けることとなる管理職手当の額」を「よるものとした場合の額」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十二年一月一日から施行する。